



報道発表資料の配付日時 12月1日(火) 10時30分

発表項目 (行事名)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 休業の協力要請の対象となる「接待を伴う飲食店」の定義について				
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者			
		発表場所			
概要	<p>道では、11月26日の北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、集中対策期間を12月11日まで延長するとともに、札幌市内の「接待を伴う飲食店」に対し、11月28日からの休業の協力を要請したところです。</p> <p>この「接待を伴う飲食店」の定義については、道や札幌市のホームページ等で周知しているところですが、事業者の方々からお問い合わせをいただいておりますので、改めて周知させていただきます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">接待を伴う飲食店</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗</td> </tr> </table> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抜粋） （用語の意義）</p> <p>第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。</p> <p>一 キヤバレー、待合、料理店、カフェその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業</p> </div> <p>※札幌市が支給する協力支援金の申請の際は、風営法の風俗営業許可の許可証の写しの提出が必要になります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>支援金に関するお問い合わせ先 0570-200-105 8:45～17:15 土日祝日を含む毎日</p> </div>			接待を伴う飲食店	○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗
接待を伴う飲食店	○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗				
参考	<p>休業要請や協力支援金の詳細については、道及び札幌市のホームページをご覧ください。</p> <p>道 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.htm#1128gaiyo 札幌市 https://www.city.sapporo.jp/2019n-cov/jigyosha/tsuika_yosei.html#shienkin</p>				
報道（取材） に当たって のお願い	この度の休業の協力要請を実効性のあるものとするため、広く事業者の皆様 に周知いただきますようお願いいたします。				
他のクラブ との関係	同時配付	(場所) 同時レク			
担当 (連絡先)	北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 企業支援班（担当者：今西・篠原） TEL ダイヤルイン 011-206-0289 内線 38-851				